

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

「平成30年7月豪雨」による災害に際し、心温まるご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

愛媛県内では、土砂災害や浸水害など、広域にわたり甚大な被害が発生し、多くの尊い命や貴重な財産が失われ、今なお、多数の方々が不自由な生活を余儀なくされております。

こうした中、お預かりしました義援金につきましては、愛媛県が設置した義援金配分委員会において、被害状況に応じて配分額を決定し、被災市町を通じて被災者の方々にお届けしていくこととしています。

本県では、被災地域の「人を守る」「生活を守る」「産業を守る」の三つを念頭に、市町や関係機関と力を合わせて、一日も早い復興に向け、全力を注いでおりますので、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、このたびのご厚情に対し、改めて深く感謝いたしますとともに、皆様方のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げます。

謹 白

平成30年8月

愛媛県知事 中村時広

受領書

No. 54

住所 東京都渋谷区渋谷 1-20-28

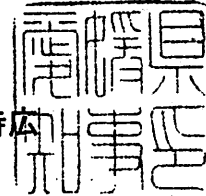
名称 宮川興業株式会社 様

金 500,000 円也

ただし、平成 30 年 7 月豪雨災害義援金として
平成 30 年 7 月 31 日 上記正に受領しました。

愛媛県豪雨災害義援金

愛媛県知事 中村 時広



- (注 1) この義援金は、市町を通じて被災者への支援に使われます。
- (注 2) この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国または地方公共団体に対する寄附金」に該当します。併せて、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当します。
- (注 3) 本受領書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

